

## コペンハーゲン会議ハイライト

2009年12月10日木曜日

木曜日、COP/MOPは、遵守、議定書附属書Bの改定に関するカザフスタンの提案、議定書改定に関する締約国の提案を議論した。このほか、コンタクトグループ会合および非公式協議が開催され、広範な問題を議論し、AWG-LCAの下では、共有のビジョン、緩和、適応、資金、技術、AWG-KPの下では附属書I排出削減量とその他の問題、SBSTAとSBIでも多様な問題が議論された。

### COP/MOP

**遵守手順に関する議定書の改定：**締約国はこの議題項目の審議をCOP/MOP 6まで延期することで合意した。

**議定書附属書Bの改定に関するカザフスタンの提案：**事務局は、カザフスタンは議定書の下では附属書I締約国とみなされるが、条約の下では非附属書I締約国にとどまると説明した（FCCC/CP/2001/13/Add.4）。事務局は、カザフスタンが議定書を批准しており、附属書Bに含まれるべきという改定案を2009年9月に提出したと明らかにした。

カザフスタンは、自国の提案する約束のレベルが「かつてないほど」であると強調し、同国の低排出経済への移行には炭素市場の利用と民間の投資が必要だと述べた。ロシアとキルギスタンは、この提案を支持した。

オーストラリアは、新たな国家の緩和約束を歓迎し、この議題の議論を支持した。EUは、附属書Bに加入するというカザフスタンの積極性を認める一方、附属書Bの改定に関する法的な必要条件を満たす必要があると強調した。同代表は、この問題をCOP/MOP 6まで延期することを支持した。カザフスタンは、6月以来、これに関連する情報を締約国に連絡してきたと強調した。Stephan Michel（スイス）が非公式協議を行う。

**議定書の改定に関する締約国提出の提案：**事務局は12件の議定書改定案を提出し

（FCCC/KP/CMP/2009/2-13）、これらの改定案は次の各国から受け取った：オーストラリア；ベラルーシ；数カ国の立場でボリビア；コロンビア；日本；EU；ニュージーランド；パプアニューギニア；フィリピン；非附属書Iの数カ国の立場で中国；そしてツバルから2件。

ツバルはAOSISの立場で発言し、現在および将来の議定書の重要性を強調し、同国の2つの議定書改定案について説明し、グレナダもこれを支持した。同代表は、特に次の提案を強調した：第2約束期間と附属書Bの

新しい約束；収入の一部拠出（share of proceeds）を拡大；遵守委員会に法的権限を付与；新しい温室効果ガスを含める、そして国際航空輸送と国際海運の排出量を含める。

オーストラリアは、同国がコペンハーゲンで議定書の改定以上のものを必要としていると強調した。同代表は、一つの統一した議定書には特定の利点があるが、2つの議定書がパッケージとしてリンクされる成果文書の可能性もあると述べた。

EUは、京都議定書の主要な要素は堅守するとの約束を強調した。同代表は、AWG-KPは改定案で提起された問題を包括的に検討することが可能であるとし、議定書改定に関する決議は合意全体の状況の中で議論されるべきだと強調した。

日本は、自国の提案する議定書案の概要を説明し、京都議定書では世界の排出量の30%しかカバーしていないことなど、議定書の欠点に関係すると述べた。同代表は、「単なる」議定書の改定では2013年以降の法的枠組みとして効果的なものにはならないと強調し、一つの新しい議定書を希望すると表明した。日本は、これは京都議定書を無視するとか葬るとかすることを意図したものではなく、しかしながら「責任の対象範囲を拡大し、京都を基礎として、拡大しさらに恒久性のある手段を築く」ことだと強調した。

エチオピアはLDCsの立場で発言し、この問題はAWG-KPとCOP/MOPの両方で議論されていることから議論的になっていると述べた。同代表は、この提案に野心的な目標が含まれているか、LDCsの利益を促進しているか見極めるため、コンタクトグループ会合で検討する意思があると表明した。

ブラジルは、多数の途上国の支持を受け、議定書3.9条（附属書I締約国のさらなる約束）のマンデートに基づき議定書附属書Bを改定するという35カ国の提案に留意した。同代表は、この提案は、IPCC AR4の25-40%という範囲の上限と附属書I諸国の歴史的責任を反映させたものだと述べた。多数の途上国が、議定書3.9条のマンデートに基づき、附属書Bの先進国による新しい約束を記載する議定書改定案を採択するのがCOP/MOP 5の最も重要な任務であると強調した。また多数の途上国は、京都議定書こそ気候変動を緩和するただ一つの法的拘束力のある仕組みであると強調し、第2約束期間でもこれを継続するよう求め、これを「殺す」とか置き換える、あるいは余分なものをつけようとする動きに反対した。さらに、多数のものが議定書の継続がコペンハーゲンでの成果の条件であると強調した。

エジプトは、いくつかの途上国の支持を受け、提出された議定書改定案の要素は、条約ならびにAWG-LCAの下でも提示されているものだと述べ、努力を「3重にする」ことを嘆き、「本物」に焦点を当てるよう求めた。

ニュージーランドは、努力や制度が2重になることを避けるため、2013年以降の法的成果文書は一つの統一されたものを希望すると述べた。同代表は、この希望を損なうことのない形での議定書の改定を提案してお

り、京都議定書を完全に統合されたパッケージの一部とし、条約の下での法的拘束力のある成果にすることを思い描いていると述べた。

ボリビアは、提案した議定書改定案の概要を説明し、先進国は「地球環境空間の衡平な割合以上のものを利用してきた」と強調した。同代表は、この「気候債務」の返済は簡単であるとし、富を得る一方で気候変動を招いたものは貧困なものに補償をする責任があると述べた。同代表は、先進国がその過剰な人口と過剰な消費を削減するため、一層努力するよう求めた。

パプアニューギニアは、議定書3.9条に焦点を当てることに賛成したが、森林問題やREDDも検討するよう求め、他のものもこれを支持した。またコロンビアは、議定書の他の面での改定に関する自国の提案を指摘し、他の諸国の提案の議論に関心を表明した。

ツバルは、この議題項目はAWG-KPのマנדートとは異なり議定書の20条に関係しており、いかなる締約国も改定を提案できると強調した。同代表は、意見の一致に至らない場合はCOP/MOPに出席し投票する締約国の4分の3の過半数で決定できると強調した。

パレスチナは、自国のユニークな状況を強調し、公式の議定書締約国になれる日を待望していると述べた。PAN-AFRICAN CLIMATE JUSTICE ALLIANCEは、2°Cの温暖化はアフリカにとって「死刑」を意味すると述べた。同代表は、富める国が共有の大気空間を盗んでいると非難し、これは「気候植民地主義」に相当するとして、提案されている適応基金は「棺桶を買う」にも足りないとした。

COP/MOP議長Hedegaardは、今後の進め方について、コンタクトグループを支持する国が多数ある一方で、AWG-KPに焦点を当てることを希望する者も多いと指摘した。同議長は、John Ashe（アンティグア・バーブダ）が今後の進め方について協議し、土曜日のCOP/MOPに結果を報告することを提案した。

ツバルは、グレナダ、キリバス、エルサルバドル、コスタリカ、クック諸島、マーシャル諸島、パラオ、ベリーズの支持を受け、この問題の重要性を強調し、コンタクトグループ会合を通して適正で実質的な議論を行うよう求め、土曜日まで先延ばしするならば、そのような議論ができなくなると述べた。

中国は、ベネズエラ、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、ブラジル、ナイジェリア、バーレーンの支持を受け、ツバルの提案に対する同情を表明したが、「議定書を強化しない」議定書の改定案を議論することに反対した。同代表は、収入の一部の拠出や遵守などの問題はさらに議論されると述べ、議定書3.9条に関する提案をAWG-KPに委ね、「限定された件数」の他の提案を選定し、この議題項目の下で議論するよう提案した。EUは、さらなる検討事項を限定することに反対し、全ての提案を検討する必要があると明言した。

その後、COP/MOPは、プレナリーホールでの非公式会合開催のため中断された。COP/MOP議長のHedegaardは、解決策が見つからなかったとして会議を休会した。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**CDM (COP/MOP)** : コンタクトグループ会合で、共同議長のFigueresは、共同議長がCDM理事会 (EB) のCOP/MOPへの報告書およびCOP/MOPプレナリーでの締約国のステートメントに基づき決定書草案を作成したと伝えた。

締約国は、CDMにCCSを含めた場合の影響に関するCDM EBの研究について議論した。事務局は、COP/MOPプレナリーでのCOP/MOP議長の要請に基づき、CDM EBが研究を行ったプロセスの詳細を提出した。

グレナダとサウジアラビアは、この研究の遂行を請け負ったコンサルタントの出した2番目の報告書の扱われ方を質問し、グレナダは、CDM EBがこの第2の報告書を認めなかったと指摘した。事務局は、コンサルタントはこの研究の実施を要請されたが、最初の報告書は与えられた使命を適切に果たしておらず、第2の報告書作成を要請されたが、CDM EBはこの報告書について判断できなかったと説明した。事務局は、次の点も説明した：コンサルタントの最初の報告書は、第49回理事会の注釈つき議題書の一部であった；コンサルタントの第2の報告書は、第50回理事会の注釈つき議題書の一部であり、この第50回理事会で検討した；CDM EBの研究の主な成果を理事会報告書 (FCCC/KP/CMP/2009/16) の附属書IIに記載する。共同議長のFigueresは、CDM EBがこの研究について結論を出すことができず、COP/MOPの与えたマンデートも満たせなかったことから、この問題はCOP/MOPに戻されたと指摘した。

その後、共同議長のFigueresは、このグループで議論すべき問題を指摘するよう締約国に求めた。EUは、次の点を強調した：達成されていないニーズの問題、特に、CDMプロジェクトの地域配分の不均等改善；標準化ベースライン；事務局の人員不足；CDM EBメンバーの権限；CDB EB議長をフルタイムにする可能性。中国は、意思決定における透明性、衡平性、効率を改善する必要があると指摘した。エチオピアはLDCsの立場で発言し、地域配分の問題を強調し、LDCsでの小規模プロジェクトについては追加性要項を免除することを提案した。同代表は、多くのLDCsがエネルギーニーズを満たせないでいると指摘し、ベースラインを設定する場合にはこの点を考慮するよう求めた。グレナダとブラジルは、議長をフルタイムにするとの提案に反対し、フルタイムの事務局の存在を指摘し、この提案はフルタイムの議長を支援できる国を有利にするだけだと強調した。またグレナダは、CDM EBの権限規定の採択にも異議を唱え、CDMの知識や専門性が限られた諸国について、偏見を持たせる可能性があることを強調した。サウジアラビアは、権限問題の検討を支持した。

その後、共同議長のFigueresは、共同議長文書草案を提出し、その内容を概括し、これを議論の出発点として受け入れられるかどうかを問いかけ、グレナダと日本は、この文書を基礎にすることを支持した。

INTERNATIONAL EMISSIONS TRADING ASSOCIATION (IETA) は、標準化ベースラインの設置を支持し、これは地域配分を改善すると述べた。また同代表は、特に次の点を強調した： CDM EBの意思決定プロセスにおける透明性不足と相応なプロセスが欠けていること、および第三者によるアピール機関を設置する必要性；CDMプロジェクトを推進するインセンティブのレベルを設置するホスト国の特権。CDM WatchはCANの立場で発言し、メンバーの行動規定、特に利害対立の申告に関する規定に懸念を表明し、行動規定を強化し利害対立申告手順を確立するよう求めた。また同代表は、枯渇森林の定義に反対し、CDMプロジェクトにCCSを含めることにも反対した。

**共同 実施 (JI) (COP/MOP)**：共同議長のLesolleは、検討が必要な問題として次の問題を指摘した： JIの運営管理と2010-2011年度予算計画を含めたJI監督委員会 (JISC) の資源の問題と、予測可能かつ適切な資金の必要性；適切な場合、JISCに対する追加ガイダンス；JIトラック1の手順に関する事務局へのガイダンス、これには締約国からの情報および事務局からのインプットを含める。

事務局は、JIの運営と状況の概要を含めた、JISC報告書のまとめを提出した。中国は、プレナリーで締約国が指摘した、収入の一部徴収 (share of proceeds levy) をJIにも拡大する問題について議長は言及していないと指摘した。共同議長のLesolleは、これはJIに関する追加ガイダンスに含まれると指摘した。

IETAは、JISCに十分な資金がないことを嘆いた。同代表は、JIにおいて進展がないのは、JIのトラック1とトラック2の手順を推進するホスト国のメカニズムが不適切なためだと指摘した。両共同議長は、決定書草案を作成し、金曜日の審議にかける。

**共有のビジョン (AWG-LCA)**：午後の非公式協議で、締約国は、文書草案に焦点を当てた。多くの途上国が、挿入部分パラグラフのいくつかを凝縮する新しい表現を提案した。一部の先進国は、条約の実施のギャップに対応するとの言及に反対した。また締約国は、議定書の役割についても議論した。文書草案の第1回読み合わせを終わらせるべく、夜まで非公式協議が続けられた。

**資金 (AWG-LCA)**：午前中の資金に関する草案作成グループ会合では、制度アレンジに関する共同進行役の文章が議論され、文章の変更が提案された。一部の締約国は、特に、条約4条 (約束) に記載する約束のリスト、および主題分野において資金の配分を決定する統治組織に関する表現などでの困難さを表明した。改定文書が作成される。

**技術 (AWG-LCA)**：技術に関する非公式協議で、締約国は、新しい文書草案の行ごとの議論を行った。一部の途上国は、序文の表現と原則を挿入することに関心を示した。締約国は、技術メカニズムが何で構成されるかについて意見を交換した。

**適応 (AWG-LCA)** : 午前中、適応に関する非公式協議で、締約国は、文書草案のスリム化と短縮を目指し、パラグラフごとの議論を継続した。

**緩和一 BAPサブパラグラフ1(b)(i) (AWG-LCA)** : 先進国による緩和に関する非公式協議で、締約国は、バルセロナの会合から送られてきたノンペーパーNo. 50の序文パラグラフに焦点を当てた。一部の締約国は、BAPのサブパラグラフ1(b)(i) は先進国に適用されると示唆したが、途上国グループは、議定書締約国でない附属書I締約国を対象とすると強調した。先進国による緩和約束または行動の特定の数量化についても解釈の相違が続いた。

**緩和一BAPサブパラグラフ1(b)(iii) (AWG-LCA)** : 午前中、REDDプラスに関する非公式グループは会合を開き、文書草案全体の議論を続けた。締約国は、セーフガードに関する文章を検討し、参照レベルの議論も始めた。非公式協議は夕方も続いた。

**緩和一BAPサブパラグラフ1(b)(iv) (AWG-LCA)** : 午前中の非公式協議で、セクター別アプローチに関する草案作成グループは、バンカー燃料に関する一般的な意見の交換を行った。両共同議長が文書草案を作成する。

午後の非公式協議で、締約国は農業に関する文書草案について議論した。

**緩和一BAPサブパラグラフ1(b)(v) (AWG-LCA)** : 市場を含めた緩和行動の費用効果を高め、推進するための多様な手法に関する非公式協議は、このグループの作業構成に焦点を当てた。

多数の締約国が、市場ベースの手法と非市場ベースの手法の両方について議論することを支持したが、一部のものは非市場ベースの手法だけを議論したいと述べた。また一部の締約国は、ハイドロフルオロカーボン (HFCs) の問題を議論することが適切かどうかについて疑問を投げかけた。大半の締約国は、作業の進行を図るため、少人数の草案作成グループで議論を続けるよう求めた。

新しい文書草案を作成し、金曜日に議論する。

**資金と緩和 (AWG-LCA)** : 資金に関する草案作成グループと途上国の緩和に関するBAPサブパラグラフ1(b)(ii)のグループとの合同非公式協議が開催された。合同協議開催の目的は、両グループの作業重複を避けるため、両グループで議論されている問題の位置付けを議論することであった。

参加者は、BAPサブパラグラフ1(b)(ii)に関するノンペーパーNo. 51に記載されたNAMAs支援のセクションに関する議論を開始した。締約国数カ国は、資金の供与を記載したパラグラフを全て資金グループに回すよう主張した。その他の締約国は、新しい追加的な支援に関する文章を、緩和に関する草案作成グループの検討対象に残すべきだと主張した。「何を」「どのように」支援するかを議論し、NAMAsとその実施に固有の

ものに関する原則について合意する必要性も指摘された。締約国は、資金グループで検討される文章に印をつけることで合意した。

その後、参加者は、NAMAsの実施を登録する、または記録し、推進するメカニズムを通して、行動と支援のマッチングを行う手法について議論した。一部の締約国は、マッチング機能または登録簿を資金メカニズムの中に入れることを希望したが、他のものは、マッチング機能はBAPサブパラグラフ1(b)(ii)に関する草案作成グループの権限内に残しておくべきだと述べた。マッチング機能に関し、締約国数カ国による非公式の議論が続けられた。

**潜在的影響（結果）（AWG-KP）**：潜在的影響（結果）に関するコンタクトグループは会合し、文書全体の行ごとの作業を続け、「理解の深化」と政策措置の設計について議論した。共同議長のUreは、G-77/中国のコーディネーターの欠席を告げ、G-77/中国のメンバーはグループとしての発言をしないと指摘した。

理解の深化に関し、ニュージーランドは、AWG-LCAへの言及の削除を希望し、これは他のUNFCCC組織に移され、存在しないことになるかと指摘した。

政策措置に関し、EUとアルゼンチンは、政策措置を慎重に策定するとの第2のオプションに基づいた妥協案作成に関し議論した。アルゼンチンは「慎重に (careful)」という言葉に懸念を表明し、EUは、「慎重に」という言及は、議定書2.3条（政策措置の悪影響）と合致する行動にすべきことを伝えるためだと指摘した。

アルゼンチンはサウジアラビアの支持を受け、貿易について規定する条約3.5条への言及を希望した。EUは、特定の条項への言及を反対し、条約の原則には階級はないと指摘した。どのオプションも文書から削除されなかったが、脚注が追加され、締約国が第2のオプションの修正に関する議論に焦点を当てたと指摘した。また締約国は、政策措置の策定に関する文章についてもオプションの組み合わせを議論した。

**その他の問題—LULUCF（AWG-KP）**：LULUCFに関する非公式協議で、締約国は、森林管理に関するオプションの削減を試み、キャップやディスカウント要素についても議論した。非公式協議が続けられる。

**その他の問題—柔軟性メカニズム（AWG-KP）**：非公式協議で、締約国は、文書FCCC/AWG/KP/Add.3/Rev.3の附属書IIに関する議論を続けた。文書の要素に関する多様なオプションの括弧書きを排除し、スリム化することが議論の中心であった。NAMAsをベースとしたクレジット化に関し、数カ国の途上国は、文書の削除を提案したが、一部の国が反対した。

**附属書I排出削減量（AWG-KP）**：夕方、AWG-KP附属書I排出削減量に関するコンタクトグループが会合を開催した。共同議長のLeon Charlesは、非公式協議に関して報告し、約束期間の長さや数に関して、締約国の国内政策策定プロセスが制約要素であるとし、科学を考慮に入れることの重要性を指摘した。

ミクロネシア連邦は、プレゼンテーションを行い、LULUCFの利用にキャップをかける必要性を強調し、割当量単位（AAUs）の余剰分問題を議論する必要があると指摘した。同代表は、AAUsに対処する方法は多数あると指摘し、締約国に対して第2約束期間で利用しないよう要請する、繰り越し分にキャップをかける、ディスカウントをするなどの方法を挙げた。ニュージーランドは、AAUs余剰を排除する方法として、排出制限削減数量目的（QELROs）を算定する起点として実際の排出量を用いるよう提案した。EUとオーストラリアは、これは第1約束期間の目標を超えた国に報奨を与えるとして懸念を表明した。ブラジルは、これはさらなる「ホットエア」を作ることになる」と述べた。バングラデシュ、ミクロネシア連邦、エジプトは、一つの起点にすることを強調した。ニュージーランドは最も環境面での利益をもたらす起点は実際の排出量であると強調した。

事務局は、多様なオプションを捕捉するペーパーを作成し、「基本年」や「起点」などの用語の明確化をはかる。

**技術（SBI/SBSTA）**：技術移転に関するSBI/SBSTA合同グループは、短時間、非公式協議を行い、その後コンタクトグループ会合を再開し、結論書草案で合意した。

**REDD（SBSTA）**：REDDに関する非公式協議は、決定書草案の文章について議論を続けた。締約国は、IPCCからのガイダンスや参照レベルなどの題目について検討し、国情という表現についても議論した。非公式協議が続けられる。

**附属書I国別報告書とGHGインベントリ、報告書作成とレビュー、まとめと附属書B締約国の算定（SBI）**：締約国は、コンタクトグループ会合と非公式協議を開催し、附属書Iの国別報告書および温室効果ガス（GHG）インベントリのデータ、議定書に基づき附属書I締約国が提出する情報の報告とレビュー、議定書の下附属書B締約国の毎年のとりまとめと算定報告書について議論した。

1990-2007年のGHGインベントリデータの報告に関し、中国はG-77/中国の立場で発言し、ブラジルとともに、附属書I締約国のGHG排出量が増加傾向にあることへの懸念を表明し、この懸念をSBI結論書に反映させるよう提案した。EUは、加盟国が大幅な削減を行っていることを指摘し、SBI結論書において報告書に留意することを提案した（FCCC/SBI/2009/12）。米国は、過去のSBI結論書で用いられた表現の利用を提案し、事務局は、排出動向に関する関連の表現は決定書 1/CP.9に記載されると説明した。

第4回国別報告書のレビューと第5回国別報告書の作成に関する報告書について、共同議長のHeroldは、決定書10/CP.13に則り、附属書I締約国は第5回国別報告書を2010年1月1日に提出することが期待されており、「第6回国別報告書はこの日付から4年後に提出するとの観点」、すなわち2014年1月1日に提出するとの観点を指摘した。米国、EU、オーストラリア、ロシアは、第6回国別報告書を提出する正確な日付については、AWG-LCA



の議論結果を待ち、後日決定することを提案した。G-77/中国はブラジルとともに、今回の会合で日付を決めるよう提案した。

議定書の下での附属書I締約国からの情報報告とレビューに関し、共同議長のHeroldは、SBI結論書において報告書（FCCC/SBI/2009/INF.8）に留意することを提案し、締約国も同意した。

議定書の附属書B締約書の毎年の取りまとめおよび算定報告書に関し、共同議長のHeroldは、この議題項目の下での2つの文書（FCCC/KP/CMP/2009/15 and Add.1）を指摘し、締約国はこれを研究する時間を求めた。

午後開催された非公式協議で、両共同議長はこれらの議題項目に関係する結論書草案を提出した。ある途上国は、この文書は経済移行国を除いた場合、附属書I締約国の排出量が毎年増加しているという事実を盛り込めると述べた。

一部の先進国は、約束に関する文章はこのグループの権限外であると述べ、これを削除して文書を簡素化するよう求めた。

附属書I締約国による第6回国別報告書の提出期限に関する表現について、先進国数カ国は、SBSTA 32まで審議を延期することを希望した。ある締約国は、コペンハーゲンでの作業量の多さを指摘し、広範な議題項目の検討をSBSTA 32まで延期するよう提案した。

このコンタクトグループは金曜日午前中に再度会合し、これらの項目について議論するが、議定書の下での附属書I締約国提出情報の報告およびレビューという項目は議論しない。

## 廊下にて

木曜日午後と夕方の廊下は、条約の下での新しい議定書案と京都議定書の改定案を検討するコンタクトグループを結成するかどうかの協議を待ち、COPとCOP/MOPの両方の会議が中断されたことが話題の中心であった。水曜日のCOP中断の場合と同様、ツバルがアフリカ諸国、中南米諸国、AOSISのグループの先頭に立ち、議定書改定案を検討する公式コンタクトグループを要求し、手順問題は非公式な形で協議し、土曜日のプレナリーで進展をレビューするという提案に抵抗した。

多くのものが、こういった論議は会合成果文書の法的形式に関する問題と密接に関係すると指摘した。交渉プロセスのベテランは、「ここでの交渉の法的成果という重要な問題がまだ解決していない」と指摘した。

「途上国は京都を保持し、強化したいが、附属書I諸国の大半は、米国や途上国を緩和努力に組み込む包括的な法的枠組みを求めている」と。途上国の間でも、AWG-LCAの成果に法的拘束力を持たせるべきかどうかで意見の食い違いが認められた。

COPおよびCOP/MOPでの作業を中断することが賢明かどうか、その影響というのは、ベラ・センター周辺で議論されていた。COP/MOPの中断まで求めたのは戦略的な動きとして優れているというものもいたが、こ

れでその他の問題の議論が遅れる可能性を恐れるものもいた。AOSISの立場を支持しているNGOの一人は、「AWG-LCAの非公式協議が遅くはない」と述べ、「行き詰まりをどう打開するかは確かじゃないけど」と付け加えた。

他方、参加者は、フランスのル・モンド紙による「コペンハーゲン合意」成果文書案のリークについても反応していた。中国、インド、ブラジル、南アフリカが策定したとされる文書は、木曜日のリークの前、今週の初めにG-77/中国締約国の間で配られたものであった。この文書に対する最初の反応は慎重であったが、一部の先進国の参加者は、この文書を比較的「現実的」と特徴づけ、良い驚きを感じていたようだ。この文書にかかわった者の側では、この時点でのこの文書の意義を抑えようとする動きがみられ、これは「限定的な地位」のものであり「議論のための草案にすぎない」と指摘した。

木曜日のベラ・センターでは、人数が大幅に増えたとのコメントが聞かれた、これは閣僚クラスが到着し始め、代表団自体も膨れ上がってきたためである。建物に入場するための行列はこれまでよりも明らかに長くなっており、来週はオブザーバーの人数を制限するという話もあった。「会場はすでに人で一杯だが、来週には何千人も増える」とあるインサイダーは指摘した。土曜日に大規模なデモが計画されているとの噂も流れた。

GISPRI仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin (c) <enb@iisd.org> is written and edited by Tomioka "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, Chris Spence, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French at this meeting has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish at this meeting has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at UNFCCC COP 15 and COP/MOP 5 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.